

議案第 19 号

和解することについて

次のとおり北本駅西口ビルに係る電気料金の返還に関し和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 相手方 群馬県高崎市下和田町 5 丁目 4 番 29 号
株式会社ジェイアール東日本都市開発
取締役高崎支店長 俵 田 太 司

2 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、本件返還金として 9,870,833 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、市に対し、平成 29 年 3 月 31 日限り、上記の金員を市の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 市と相手方は、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

平成 29 年 2 月 22 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

議案第 19 号参考資料

和解案に至る経緯

相手方は、平成 14 年 4 月 1 日付け北本駅西口ビル保守管理協定に係る覚書に基づき、北本駅西口ビルの動力電力計を一括して検針し、そのうち、市の施設に係る部分の電気料金を市に請求することとなっている。

しかし、相手方は、平成 14 年 4 月から平成 28 年 5 月までの期間において、動力電力計を誤って検針し、市に電気料金を過大に請求していた。

市と相手方は、協議を重ね、9,870,833 円を返還することで和解するものである。